

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

「横浜未来の文化ビジョン（仮称）策定にかかる調査等業務委託」

2 業務の内容

別紙「業務説明資料」のとおり

概算業務価格（上限）は約 10,000 千円（税込）です。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

3 提案資格

本業務に参加できるものは、次に掲げる条件を全て満たすものとします。

- (1) 横浜市契約規則第7条の規定による審査の結果、令和5・6年度一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、当該契約に対応するとして定めた下記の営業種目について、登録が認められている者
 - ・営業種目「各種調査企画」細目「A 市場・世論調査」及び「B コンサルティング（建設コンサル等を除く）」
- (2) 国または地方自治体において、市町村文化芸術推進基本計画などの文化芸術施策を含む計画の策定またはそれに関連する調査に係る業務の受託実績を有すること。
- (3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの間において、横浜市指名停止等措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。

4 プロポーザル参加に係る手続き

本要領等の内容を了承し、本プロポーザルに参加する場合は、必ず参加意向申出書等を提出してください。資格審査結果については申出者全員に通知します。

- (1) 参加意向申出書の提出期限 令和7年3月3日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 持参、郵送（郵送の場合は書留郵便等の記録の残るものとし、期限までに到着するように発送してください。）又は電子メール
 - ・提出期限を過ぎた場合は、受け付けません。
 - ・提出後に必ず提出先まで、電話連絡を行ってください。
 - ・持参の場合は、平日午前9時から正午、午後1時から午後5時までにぎわいスポーツ文化局文化振興課にて受け付けます。
- (3) 提出先 横浜市にぎわいスポーツ文化局文化振興課
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
電話 045-671-3714 電子メール nw-bunka@city.yokohama.lg.jp
- (4) 参加にかかる提出書類

ア 参加意向申出書（様式1）	1部
イ 誓約書（別紙1）	1部
ウ 委託業務経歴書（別紙2）	1部

5 参加資格確認結果の通知及びプロポーザル関係書類提出要請書交付

参加意向申出書を提出した者のうち、提案者の資格を満たすものであるかを確認し、参加意向申出者全員に対して、令和7年3月10日（月）までに、提案資格確認結果通知書を電子メール（Word、PDF等のデータ）で交付します。

なお、提案資格があることを確認できた場合、併せてプロポーザル関係書類提出要請書を交付します。

また、参加意向申出書を提出した後、プロポーザル参加を取り下げる場合は、参加取り下げ書（様式2）を提出してください。

6 質問書の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書（様式3）の提出をお願いします。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和7年3月17日（月） 午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 電子メール（Word形式で質問書を送付してください。また電話により到達確認をお願いします。）
- (3) 提出先 4(3)と同じ
- (4) 回答日及び方法 令和7年3月21日（金）（予定）までに提案資格を満たす者であることを確認した全者に電子メールで送付します。
- (5) その他 電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、質問内容が明確になるように記載してください。

7-1 提案書の提出

(1) 提案書の提出

ア 提出期限 令和7年3月28日（金）17時00分まで

イ 提出方法 持参、郵送（郵送の場合は書留郵便等の記録の残るものとし、期限までに到着するように発送してください。）又は電子メール

ウ 提出先 3(2)と同じ

エ 提出書類

- ・提案書（様式4・5）
- ・参考見積書
- ・提案書の開示に係る意向申出書（様式6）
- ・ワークライフバランス等に関する取組に関する資料（様式7）
（該当がない場合提出の必要はありません。）

(2) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しません。

イ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された書類は、返却しません。

エ プロポーザルに記載した配置予定の技術者（資格者等）は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。

オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。

カ 様式4以外は、社名等、一瞥して作成者が判明するものは記載しないでください。

7-2 提案書の内容

(1) 提案書は、次の項目について、様式5に基づき作成してください。

ア 法人の概要

イ 本事業と同種、類似業務の取組実績について

ウ 業務の実施体制について

エ 配置予定者の経歴等について

オ 提案内容について

①文化芸術にかかるデータ収集・分析における調査についての提案
調査項目、手法等

②横浜未来の文化ビジョン（仮称）素案（案）策定につながるモニター調査項目の提案（モニターの確保方法や想定人数についても記載ください）

③調査結果の集計・分析等の提案

調査結果の分析方法、分析からの課題抽出方法等

④ラウンドテーブル開催にかかる当日運営方法及び効果的と思われる実施先、有識者等による文化ビジョンミーティングの有識者候補の提案

⑤「横浜未来の文化ビジョン（仮称）素案（案）」にかかる提案

現行計画の課題等を踏まえた次期計画に盛り込むべき事項等

カ 作業スケジュールについて

(2) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。

イ 文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能です。

ウ 文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。

エ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見やすさに配慮をお願いします。

8 ワークライフバランス等に関する取組について

以下に該当する項目がある場合は、ワークライフバランス等に関する取組に関する資料（様式）を提出してください。また、様式に指定の挙証資料を添付してください。該当がない場合は提出の必要はありません。

(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している場合（従業員101人未満の場合のみ）

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している場合（従業員101人未満の場合のみ）

(3) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク）または、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得または、よこはまグッドバランス企業認定を取得している場合

(4) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール）を取掲している場合

(5) 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成している場合（従業員43.5人以上）、又は、障害者を1人以上雇用している（従業員43.5人未満）

(6) 健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、または横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認定

9 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時 令和7年4月4日（金）
- (2) 実施場所 横浜市庁舎 会議室
横浜市中区本町6丁目50番地の10
- (3) 出席者 総括責任者及び担当者を含む3名以下としてください。
- (4) ヒアリング概要
 - ・説明時間はおおむね1者15分程度を想定しています。別途質疑応答を行います。
 - ・提案書に記載した内容について説明していただきます。パワーポイント等の使用は可能ですが、提案書に記載した内容に限り認めます。
 - ・ヒアリングは公正を期すため、企業名等は伏せて行います。
 - ・時間等詳細については、別途お知らせします。

10 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	にぎわいスポーツ文化局第2入札参加資格審査・指名業者選定委員会	「横浜未来の文化ビジョン（仮称）策定にかかる調査等業務委託」に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること	プロポーザルの評価に関すること
委員	委員長 ・にぎわいスポーツ文化局総務部長 委員 にぎわいスポーツ文化局 ・総務課長 ・総務課企画調整担当課長 ・にぎわい創出戦略課長 ・文化振興課長 ・観光振興・DMO地域連携課長 ・スポーツ振興課長 ・総務課経理係長	委員長 ・にぎわいスポーツ文化局総務課長 委員 にぎわいスポーツ文化局 総務課長 総務課企画調整担当課長 にぎわい創出戦略課長 文化振興課長 創造都市推進課長 創造都市推進課担当課長

11 評価基準

提案書評価基準のとおり

12 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

令和7年4月18日（金）頃までに電子メールで行います。

12 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複

製を作成することがあります。

- (4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

13 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。
- (5) 受託候補者の特定の日、令和7・8年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿へ登録がされていない場合は、受託候補者として特定されません。
- (6) 受託候補者として特定された者が辞退等した場合は、次順位の者と手続きを行います。
- (7) この契約は、令和7年度横浜市各会計予算が横浜市議会において可決されることを停止条件とする案件です。

14 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

15 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要する。

プロポーザル実施スケジュール

令和7年

2月21日(金)	プロポーザル実施公告
3月3日(月)	参加意向申出書締切
3月10日(月)	提案参加資格結果通知書の送付
3月10日(月)～	
3月17日(月)	質問受付
3月21日(金)	質問回答
3月28日(金)	提案書提出締切
4月初旬	ヒアリング・評価委員会